

## 特定行為及び看護師の能力認証に係る試案（イメージ）について さらに議論が必要な論点について

### 【試案の基本的考え方】

- 昨年末のチーム医療推進会議の意見を踏まえ、試案においては、
  - ・ 診療の補助のうち、高度な専門知識と技能をもって行う必要のある行為を明確化する
  - ・ その行為を実施する上では、医療安全の観点から教育を付加することが必要であることから、その研修に係る枠組みを作るということを基本的な考え方としている。
  - ※ 特定行為の実施に関して新たな資格を設けるものではない。
  - ※ 特定行為の実施に係る研修の枠組みを導入した場合であっても、特定行為の実施自体を保助看法において禁止するものではない。
- 制度の詳細については様々なご意見があるところであり、以下の論点について更なる検討が必要。

### 【論点】

- 厚生労働大臣が指定した研修機関における研修（以下「指定研修」という。）と特定行為の実施との関係について
- 指定研修を修了した看護師が特定行為を実施する場合の医師又は歯科医師の包括的指示について

#### <推進会議における主なご意見>

- ・ 医療安全の観点からは、難易度が高い診療の補助の実施にあたり、医師の具体的指示を省略することは問題ではないか。
- ・ 指定研修を修了した看護師であっても、いきなり包括的指示ではなく、具体的指示を受けた臨床を経ながら、経験を積んでいくのではないか。
- ・ 特定行為を法律に位置付け、指定研修を修了した看護師については、包括的な指示で特定行為を実施できるという法的効果が生じるのではないか。

○ 指定研修を修了していない看護師が特定行為を実施する場合に、「医師又は歯科医師の具体的指示」を要件とすることについて

＜推進会議における主なご意見＞

- ・ 指定研修が要件とならずに、医師又は歯科医師の具体的指示を受けて特定行為を実施することを認めることは、医療安全の観点から問題ではないか。経過措置として認めるべきではないか。
- ・ 医療現場が混乱しないよう、指定研修を修了していない看護師が特定行為を実施することについては、柔軟に考える必要があるのではないか。

○ 指定研修を修了していない看護師が特定行為を実施する場合に、「衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制」を要件とすることについて

＜推進会議における主なご意見＞

- ・ 指定研修を修了していない看護師についても、一定の研修を求めるべきではないか。
- ・ 長期間にわたって外部の研修を受けさせることは、医療提供の現場に大きな影響が生じるので工夫が必要ではないか。
- ・ 現行においても、現場で研修は十分実施されている。

○ 指定研修の修了に係る登録の手法について

＜推進会議における主なご意見＞

- ・ 指定研修の修了について看護師籍に登録することにより、公に示すことが可能となる。
- ・ 指定研修を修了したことを看護師籍に登録することは、国家資格になるということであり認められない。
- ・ 医師の場合、専門医の認証は学会（民間）が行っており、看護師だけ国が関与するというのはおかしい。
- ・ 採用する側にとっても、何らかの証明書が必要であるが、その証明書について、厚労省に確認すればいいのか、それとも民間の研修機関が発行する紙でよしとするかが論点である。
- ・ 必ずしも看護師籍ではなくてもよいが、能力認証に関する証明書は必要である。